

東京弁護士会・国連UNHCR協会 協定締結記念友好イベント報告

国際委員会 委員 岩嶋亜也子 (64 期)

委員 江島 早紀 (77 期)

委員 越智 悠葵 (77 期)

2025年10月22日に当会が国連UNHCR協会との間で友好協定を締結したことを記念し、2026年5月19日、弁護士会館2階クレオにて友好イベントとしてセミナー「世界における難民の実情と日本の弁護士にできること」が開催された。

1 ショートムービー

「リスト：彼らが手にしていたもの」*1

紛争や迫害による命の危険が迫る中、人々は何を持って逃げたのかを書いた、ジェニファー・トクスヴィグ氏の詩の朗読フィルムが上映された。短時間ながら、難民の実情を示す映像から、難民支援のニーズの多様さや深刻さが強く感じられた。

2 基調講演

続いて、世界の難民をめぐる状況やUNHCRに関する説明、難民への法的支援等に関する講演が行われた。

(1) 世界の難民情勢とUNHCRの人道支援について

国連UNHCR協会事務局長の川合雅幸氏から、UNHCR



という組織に関する概略の説明、世界の難民・国内避難民に関する統計や、UNHCR及び国連UNHCR協会の支援の歩み、支援の現在地について紹介された。紛争や迫害により故郷を追われた人の数は2024年末時点で約1億2320万人という衝撃的な数字が示され、先進国の支援が必要な状況であるが、難民支援に関する予算が減少してきているという現状への言及がなされた。

また、弁護士による各種協力についても紹介された。国際機関や一般社団法人の役員や顧問という立場での支援、個人情報保護・労務・コンプライアンス等に関する助言、契約作成・審査、レピュテーションリスク予防による支援といった様々なサポートについて言及があり、弁護士により多岐にわたる支援が可能であることを認識できるものであった。

さらに、弁護活動以外の形で難民支援に携わることでできる遺贈制度等についても紹介された。自分の資産を社会課題の解決に用いたいという希望を実現する方法として、遺贈は近年注目を集めているとのことであった。難民支援に興味のある個人として、遺贈制度等の利用から始めるのも大きな第一歩となろう。

* 1 : <https://www.japanforunhcr.org/appeal/rff/list>

(2) UNHCRで活躍する日本人職員について

UNHCR駐日事務所副代表の阿阪奈美氏から、ご自身やUNHCRで活躍する元弁護士について紹介がなされた。それぞれの経歴、UNHCRを志した理由、職務内容等について言及があった。職員になるには一定の専門性が求められるなど簡単なプロセスではないものの、直接的に難民支援に関わることができるという充実した声があり、また法律の専門性は国際社会でも大きな力になるというメッセージもあった。UNHCRを含む国際機関での勤務に関しては、有意義な経験を得ることのできる弁護士のキャリアパスとして今後一考に値するものとなろう。

(3) 難民事件の弁護活動の実情と“やりがい”

国連UNHCR協会理事・明治大学法科大学院特任教授の関聡介会員から、仕事としての具体的なやりがいをテーマに講演が行われた。難民の地位に関する条約（以下「難民条約」という）及び難民の地位に関する議定書に則った日本の出入国管理及び難民認定法における「難民」の定義・要件や、日本における難民等認定制度の沿革、難民認定手続の流れが紹介された。難民認定申請の一次手続は、証拠提出や難民調査官からの面接調査に基づく供述調書の作成等、刑事手続に類似しているものであり、陳述書・意見書・証拠説明書等の書面の作成が弁護活動の基本となることから、一般的な民事事件や刑事事件の経験が活かせるものであるといえる。難民認定が不認定となった場合には、難民認定の二次手続として行政不服審査法に基づく審査請求を行うこととなるが、これについても、不認定の理由の分析、書面の作成、証拠の作成・提出が必要となり、他分野の弁



護活動の経験が十分に活用できるものである。さらに、従前本人の自筆が必要とされた難民認定申請書がPCで作成可能となったため、支援のハードルも低くなったという。難民支援の経験のなかった弁護士でも、難民支援に関われることがよくわかるものであった。

(4) 日本で難民が生きていくために必要な法的支援

外国人の権利に関する委員会委員の浦城知子会員から、弁護士が行うことのできる難民認定後の支援について語られた。日本では、難民認定後5年間の定住者資格による在留終了後は、本人がその都度申請して在留資格を取得する必要があるため、難民認定後もなお支援の必要性がある。また、難民の多くが帰化を希望するところ、難民条約34条では、帰化をできる限り容易にすることが求められている。日本国籍の取得により、海外渡航しやすくなり、帰国が叶い家族との再会が望めるという大きなメリットもあるという。ほかに、日本で生活を送るための教育ニーズもあるところ、RHQ支援センター*2が日本語教育コースの提供等を行う定住支援プログラムを提供しており、一つの支援の形として助言できるよう認識しておくことが推奨された。さらに、難民向けの各種奨学金も案内できるよう、NGO等の団体に関する知識も有益といえる。加えて、難民が直面するトラブルとして労働問題があるという。雇用される場合の諸問題だけでなく、自営業者もいるため税務や年金に関する助言が必要な場面もあるとのことであった。また、日本国内で出生した子に日本国籍を取得させるための行政訴訟や難民帰化のための行政訴訟の経験についても言及があった。弁護士として日頃から蓄積してきた知識・経験は、難民が日本で生きていくための支援にも十分活用する場面があることを認識できるものであったといえよう。

3 本イベントを振り返って

難民支援と聞くと、特殊な分野でありエキスパートにしか担えないというイメージがあったが、本イベントを通じて難民支援が弁護士の日常業務と多数の共通点を持つことがわかり、難民支援の担い手増加に寄与する貴重な講演であったと感じた。今後も、国連UNHCR協会との連携を強化し、難民支援への関心を高める機会を提供していきたい。

* 2 : <https://www.rhq.gr.jp/outline/>